

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例 施行規則の一部を改正する規則（案）概要

1 趣旨

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用することができる事務に、道路交通法に基づく臨時認知機能検査の実施に係る事務及び道路交通法に基づく医師の診断書提出命令に係る事務を追加したところですが、その施行に際し必要な事項を定めるため、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則」の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

（1）道路交通法に基づく臨時認知機能検査の実施に係る事務

75歳以上の高齢運転者が道路交通法上の特定の違反行為をしたとき、公安委員会が当該違反者を対象に実施する臨時認知機能検査に係る事務です。

対象となる者に検査の実施を通知する際の住所等の確認において、住基ネットを利用します。

（2）道路交通法に基づく医師の診断書提出命令に係る事務

運転者に認知症のおそれありと判断されたときや、免許を受けた者が安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等や身体障害を疑う理由があるときに、公安委員会が当該者に医師の診断書の提出を命ずる事務です。

対象となる者に提出命令を行う際の住所等の確認において、住基ネットを利用します。

3 施行期日（予定）

令和6年4月1日